【内閣情報調査室】総務部門 標準文書保存期間基準 (保存期間表)

令和3年3月31日最終改定

							月01日取べ以足
7 5	事項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	保存 期間	文書管理規則の別 表第2の該当事 項・業務の区分	保存期間満了 時の措置
そ0.)他の事項						
6	準ずるものを含む。) の決定または了解及びその経緯	関成議はす検のへのないさの了る討行の他経長れ決解立及政協の緯でる定に案び機議重構会又関の他関そ要	⑤会議の決定又は了 解の内容が記録され た文書	· 会議決定事項 · 情報評価書	10年	2 (1) ① 6	移管
	予算及び決算 に関する事項	出、継続 費、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		· 翌年度予算要求関係	10年	2 (1) ①15	廃棄
		(2)歳入の実施では、(2)歳のでは、(2)歳のでは、(2)歳のでは、(2)歳のでは、(2)歳のでは、(2)歳のでは、(3)はのでは、(3)はのでは、(3)はのでは、(3)はのでは、(3)はのでは、(3)はのでは、(3)はのでは、(3)はのでは、(3)はのでは、(3)はのでは、(3	歳入及び歳出の決算 報告書並びにその作 成の基礎となった意 思決定及び当該意思 決定に至る過程が記 録された文書	• 研修関係資料	5年		
22	文書の管理等に 関する事項	文書の管理 等	②取得した文書の管理を行うための帳簿	各種申請・届出書類	5年	2 (1) ①22	廃棄
26	契約に関する事 項	契約に関す る 編(15の 項、19の 項 及び25の 項 のに 場除 も く)	契約に係る決裁文書 及びその他契約に至 る過程が記録された 文書	• 契約関係決裁	契終る係定後間 約すに特以年	2 (1) ①26	廃棄
28	調査又は研究に 関する事項	情報の収集 調査	調査研究を行った結 果に関する文書	報告資料会議資料	3年	2 (1) ①28	廃棄
-	その他の事項	その他の事 項	協議連絡文書	・ 会議庶務資料 ・ 各省連絡・協議文書	3年	-	廃棄
				 会議庶務資料 	1年		

備考

- ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について(管理規則第7条第9項) 第7条 (略)
- 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。
- (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し
- (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
- (3) 出版物や公表物を編集した文書
- (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
- (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」(平成28年9月1日 総括文書管理者決定)に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。